

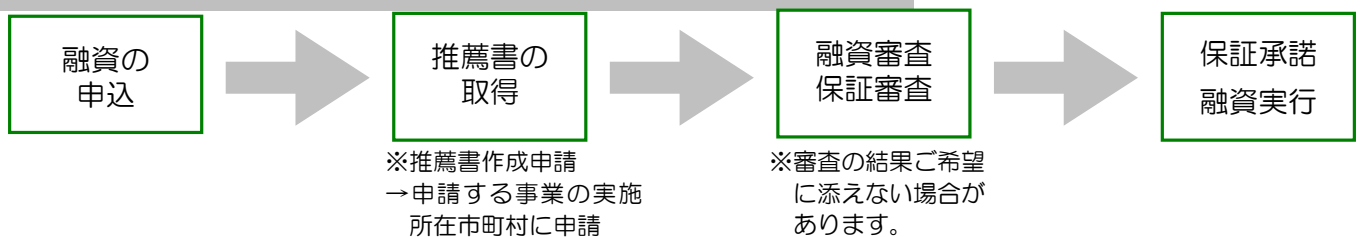
おもてなし処整備支援資金

観光関連産業の一層の活性化を図り、自然美や歴史・文化など島根県の魅力を高めるため、施設設備の改装やソフト事業の実施などに必要となる資金について、県制度融資において低利・長期のメニューを創設いたしました。

制 度 名	おもてなし処整備支援資金
対 象 者	観光施設の整備等を行う中小企業者又は組合であって、次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たすもの （１）しまね観光立県条例の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画や観光振興計画等に位置づけられる事業であり、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦する事業を行うもの （２）商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること
融 資 限 度 額	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円
資 金 使 途	設備資金 運転資金（観光施設の魅力アップにつながるソフト事業経費等）
融 資 期 間	設備資金 15年以内（据置期間2年以内を含む） 運転資金 7年以内（据置期間2年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年1.85%（固定） 責任共有外利率 年1.70%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要です
取 扱 期 間	平成21年2月2日～平成24年3月31日

この資金の他にも、利用できる県制度融資が多数ございます。裏面の県中小企業制度融資一覧表をご覧ください。なお、セーフティネット5号認定を受けている場合、融資利率・信用保証料率は責任共有外利率・保証料率となります。

おもてなし処整備支援資金ご利用の流れ



申し込み先 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

島根県中小企業制度融資等一覧表

1 中小企業制度融資

平成21年2月2日現在

資金名		資金 使途	融資限度額 (千円)	期 間 (うち据置期間)(年)	融資利率(年%)		保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
					責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一般	一般設備資金	設備	80,000	12(1.0)	2.15	2.00	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	施設・設備の改善を行う者
	一般運転資金	運転	50,000	7(0.5)	2.35	2.20	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	運転資金を必要とする者
	小規模企業特別資金	設備 運転	12,500	7(0.5)	/	1.90	/	0.40～ 1.70	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が 1,250万円以内となる小規模企業者
	小規模企業育成資金	設備 運転	12,500	7(0.5)	2.05	1.90	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	小規模企業者 (融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
特 別	創業者支援資金	設備 運転	50,000 30,000	設備12(2.0) 運転 7(2.0)	1.95	1.80	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	新たに事業を行う者
	構造転換支援資金	運転	120,000	12(1.0)	2.65	2.50	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金 を必要とする者(合併を計画している者を含む)
	(原油高関連分)	運転	120,000	12(2.0)	2.15	2.00	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	原油、原材料の高騰により収益が低下しており、構造 転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を 必要とする者(合併を計画している者を含む) (上記構造転換支援資金(原油高関連分でないもの)と の合計額が1億2000万円以内とする。)
	再生支援資金	運転	50,000	10(1.5)	2.75	2.60	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の 商工調停士の推薦を受けている者
	経営革新支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	特別の法律に基づく事業等新たな事業に取り組む者
	人にやさしい環境整備支援 資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	従業員の労働環境の整備のため事業を実施する者、し まね子育て応援企業の認定を受けた者等、人にやさし い環境整備に取り組む者
	買物の場整備支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 運転7(1.0) 中山間 15(1.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	地域の買物の場の整備に取り組む者
	おもてなし処整備支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備15(2.0) 運転 7(2.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必 要)に取り組む者
	長期経営安定緊急資金	運転	40,000	8(1.0)	2.35	2.20	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	売上が減少しているが、業況の回復が見込まれる者
	// (原油高関連分)	運転	40,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	原油、原材料の高騰によって収益の減少等業況の悪化 を来しているが、業況の回復が見込まれる者
	資金繰り円滑化支援緊急資金	設備 運転	40,000	10(1.0)	/	1.70	/	0.40～ 0.80	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づ く業種に属する事業を営むもので、経営の安定に支障 が生じていると市町村長が認定する者
緊 急	セーフティネット資金	運転	80,000	8(1.0)	2.45	2.30	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に 支障を来している者
	災害復旧資金	設備 運転	50,000 30,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
	災害対策特別資金	そ の 都 度 知 事 が 定 め る							大規模災害発生時に早急な金融対策が必要と知事が認 めた者
	経済変動等資金	そ の 都 度 知 事 が 定 め る							

2 環境資金

資金名		資金 使途	融資限度額 (千円)	期 間 (うち据置期間)(年)	融資利率(年%)		保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
					責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
環 境 資 金		設備	80,000 工場移転は 100,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	環境の保全のための施設・設備の設置、改善等を行う 者

(注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決まります。

(注) 2. 構造転換支援資金(原油高関連分)、長期経営安定緊急資金(原油高関連分)及び資金繰り円滑化支援緊急資金の
取扱い期間は平成21年3月31日までです。

(注) 3. おもてなし処整備支援資金の取扱い期間は平成24年3月31日までです。